

指定障害福祉サービス事業所 ゆたか苑 重要事項説明書

(就労継続支援 (B型) 事業)

あなたに対する就労継続支援 (B型) 事業サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 松星苑
所 在 地	山口県下松市生野屋南一丁目12番1号
連 絡 先	電話番号 : 0833-45-2425 FAX番号 : 0833-44-8919 ホームページ : http://www.shouseien.net メールアドレス : dai2shou@kvision.ne.jp
代表者氏名	理事長 原田 正剛
設立年月日	昭和51年(1976年) 6月 7日
法人の沿革	昭和51年(1976年) 社会福祉法人 松星苑 設立 昭和52年(1977年) 知的障害者更生施設 しょうせいえん 開設 (現 第1しょうせい苑) 昭和58年(1983年) 知的障害者更生施設 しょうせいえん通所部 開設 昭和59年(1984年) 民間生活ホーム 開設 (現 障害者グループ・ケアホーム松星苑第1ホーム) 昭和60年(1985年) 民間生活ホームをミニ福祉ホームへ移行 平成 元年(1989年) ミニ福祉ホームを松星苑第一グループホームへ移行 平成 4年(1992年) 松星苑第二グループホーム 開設 平成11年(1999年) 知的障害者更生施設 第2しょうせいえん 開設 (現 第2しょうせい苑) 平成17年(2005年) 第1しょうせい苑・第2しょうせい苑・松星苑第1グループホーム・松星苑第2グループホームへ名称変更 松星苑第3グループホーム 開設 平成18年(2006年) 松星苑第1～第3グループホームを障害者自立支援法施行により障害者グループ・ケアホーム松星苑に移行 相談支援センターしょうせい苑 開設 平成20年(2008年) 障害者グループ・ケアホーム松星苑第4ホーム 開設 平成23年(2011年) 障害者自立支援法に基づき第1しょうせい苑及び第2しょうせい苑を障害者支援施設へ移行 平成26年(2014年) 障害者グループホーム松星苑へ名称変更 平成27年(2015年) 指定障害福祉サービス事業所 ゆたか苑 (就労継続支援 (B型) 事業) 開設
法人の特色	「愛」を基本理念とし、それぞれの施設が特色を生かし、知的障害者の個々の人格の尊重と、援助支援を通じて可能な限りの生活自立および社会自立と社会参加を図り、地域福祉への貢献にも努めます。

法人が所有する施設	障害者支援施設 第1しょうせい苑（生活介護・施設入所支援・短期入所等） 障害者支援施設 第2しょうせい苑（生活介護・施設入所支援・短期入所等） 障害者グループ・ケアホーム松星苑（共同生活援助（介護サービス包括型）） 相談支援センターしょうせい苑（計画相談支援・障害児相談支援等） 障害福祉サービス事業所 ゆたか苑（就労継続支援（B型））
-----------	--

2. 利用施設

事業所の種類	指定障害福祉サービス事業所 就労継続支援（B型）事業
事業所の名称	ゆたか苑
事業所の所在地	山口県下松市生野屋南一丁目11番1号 下松市地域交流センター内
連絡先	電話番号 : 0833-43-8955 FAX番号 : 0833-43-8977 ホームページ : http://www.shouseien.net メールアドレス : yutakaen@kvision.ne.jp
管理者	管理者 岡村 光洋
サービス管理責任者	河島 斐子
サービスの実施地域	下松市、周南市、（その他）
主たる対象者	知的障害者
定員	20名
開設年月日	平成27年（2015年）4月1日
事業所番号	3515300592

3. サービスの目的・経営および運営の方針

経営理念	就労継続支援B型事業者として、高い倫理と価値観を礎とした専門職の使命感に基づき、豊かで安定した社会生活が営めるよう生産活動並びに必要な生活スキルを身に着ける機会と支援を提供する。また、併せて就労を目指すための職場実習の機会を提供する。
ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意思決定支援を重要視し、ニーズと希望に応える支援体制を創意工夫し満足感と充実感を享受できる事業所活動の実現を目指す。 ・生産活動内容を拡充することで勤労意欲と技術の向上を図り、以って工賃向上を目指す。 ・施設外就業の充実を図り、就職意欲を醸成する。 ・地域の福祉ニーズを探り、必要とされる施設設備と人材力の提供に努めることにより、事業所機能の地域貢献を推進する。
事業目的	・事業の対象者に対し、自立した日中生活、社会生活を営むことができるよう通所による生産活動や生活支援並びに就労に向けた支援を提供する。また、生活の質を高めるための余暇支援等の充実を図る。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ、きめ細かな就労継続支援（B型）事業サービスを提供する。 ・職員1人ひとりが、専門職として果たすべき役割と使命を正しく理解し、目標に向けて協働することで職員間信頼関係構築力を築く。

	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に基づき、標準化された支援体制・技術により、きめ細かい利用者本位の支援を実践する。 ・事業利用者を定員にまで増員し報酬減額の状況下において財政力を維持する。省エネ対策を進め収支バランスの健全化を図る。 ・地域の福祉拠点としての障害福祉サービス事業所の立場を堅持し、施設職員と施設機能による地域貢献を推し進める。 ・個人研修と内部研修を計画的に実施し、専門職としての知識、技術、使命把握力と取り組み姿勢の向上を図る。
--	---

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄筋コンクリート・鉄骨造（下松市地域交流センター）
	敷地面積	12,575.79㎡
	述べ床面積	3,293.41㎡（うち借用部分面積 305.88㎡）

(2) 主な設備

部 屋 名	部屋数	備 考
訓練・作業室	1室	
相談室	1室	
多目的室	1室	
職員室	1室	
洗面所	2室	男女各1室
便所	2室	男女各1室
更衣室	2室	男女各1室
作業室 兼 倉庫	1室	
倉庫	1室	

※ 冷暖房を完備しています。

※ バリアフリー構造となっています。

※ 全館、耐震・耐火構造であり地震等災害時に備えています。

※ 消防法設置基準に基づき、防火設備を完備しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者（所長）	1	0	1	0	0	1.0	福祉専門職資格等
サービス管理責任者	1	1	0	0	0	1.0	
職業指導員	2	2	0	0	0	2.0	
生活支援員	1	1	0	0	0	1.0	福祉専門職資格等
目標工賃達成指導員	0	0	0	0	0	0.0	
事務員	2	0	2	0	0	0.4	会計上級資格等

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

※ 勤務時間は必要に応じて都度、変更いたします。

職 種		始業時刻	終業時刻
管理者		8 : 1 5	1 7 : 0 0
サービス管理責任者		8 : 1 5	1 7 : 0 0
職業指導員		8 : 1 5	1 7 : 0 0
生活支援員		8 : 1 5	1 7 : 0 0
目標工賃達成指導員		8 : 1 5	1 7 : 0 0
事務員	早日勤	8 : 0 0	1 6 : 4 5
	遅日勤	8 : 4 5	1 7 : 3 0

(イ) 事業所の営業日と開催時間

- (1) 営業日 平日の火曜日から土曜日および一部の日曜日とする。
ただし、夏季休暇（2日）、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時までとする。
サービス提供時間は、午前9時00分から午後3時30分までとする。

6. サービス提供の内容

当事業所で提供する全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて次の内容で行なわれます。
当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者及びその保護者等の同意をいただきます。
尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

(1) 訓練等給付費対象サービス

サービスの種類	サービス内容
相談及び援助	利用者の心身の状況等を把握し、利用者及びその家族が希望する生活に必要な援助、助言、相談等を行います。
保護	利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて必要な保護を行います。
訓練	生活能力の維持・向上及び生産活動等の訓練を行います。 一般就労に必要な知識、能力、体力の向上やマナー等の習得のための支援と訓練を行います。 事業所外就労支援（職場実習やトライアル雇用等）など一般就労に向けての支援を行います。
安全面	生産活動や就労に向けての支援に当たっては安全に配慮をします。 設備・備品について定期的な点検を行い、必要な改善・改修等の措置をとり、安全確保に努めます。

健康への支援	<p>ア 健康管理 適切な消毒、清掃、設備の導入により衛生的な環境を維持し、感染症等の予防に努めます。また、日常生活上必要なバイタルチェック等の必要な管理、記録を行い、協力医療機関等を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p> <p>イ 服薬管理 利用時間中に必要な医師の処方による薬については、必要に応じてその指示に基づき服薬等の支援をします。</p> <p>ウ 医療機関との連携 当事業所内での支援中に起きた事故については、協力医療機関等と連携して事業所で対応します。体調不良、発熱等は、家庭に連絡します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。</p>
生産活動	<p>生産活動や受注作業の機会を提供します。</p> <p>① 金物加工作業（外部よりの受注作業） ② クリーニング作業 ③ 木工加工作業</p> <p><工賃の支払について> 上記生産活動等における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。</p>
実習及び求職活動等の支援	<p>公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、トライアル雇用、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。</p>
余暇活動	<p>余暇活動への支援として地域行事等の情報を提供します。</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<p>外注弁当を希望される方に事業所が斡旋します。</p> <p>食事時間 昼食 12:00</p> <p>利用者本人のものだけに限り食事はご持参されても構いませんが、食中毒等の予防のため生もの・未加熱のものはご遠慮ください。</p>	<p>実費 (食事提供体制加算は算定しません)</p>
創作的活動及び余暇活動等	<p>創作的活動及び余暇活動等を行う上でかかる費用で、嗜好品・食事代（自己負担分）、入場料、使用料、公共交通機関運賃など個人に直接還元されるものの費用をいただきます。</p>	<p>実費</p>

日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに関わる費用をいただきます。</p> <p>① 別途定められた以外の日用品、定められた使用量を超える日用品</p> <p>② 間食・嗜好品</p> <p>③ 個人が特別に希望する教養娯楽費</p> <p>④ 通信料（電話代、切手代等）</p>	実費
代行手数料 (行政への申請手続き等の手数料)	年金や障害福祉サービスの継続に必要な手続き等を、利用者またはその身元引受人が行うことが困難な場合、可能な範囲において利用者、身元引受人の同意を得て代行し、かかる費用をいただきます。	実費（経費） (人件費を除く)
医療費	<p>福祉医療費受給者の方以外は3割負担が生じます。</p> <p>保険外治療費等（検査容器代、差額ベッド代等）</p> <p>希望で行う健康診断費等（インフルエンザ予防接種、定期の健康診断に含まれない生活習慣病検査等）</p>	実費
送迎サービス	当事業所で定める送迎車の運行時刻表および運行ルート等に基づいてのみ送迎を行います。	当面無料
特別な移送・付き添い料	利用者、身元引受人の希望による特別な外出等の移送・付き添いを行った場合費用をいただきます。	実費（移送料） (人件費を除く)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供記録等の複写代 ・ 在苑等の証明書書類の発行代 ・ 特別に個人が希望する活動に伴う費用 ・ その他、利用者の個人に関する費用 	<p>無料</p> <p>無料</p> <p>実費</p> <p>実費</p>

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額をいいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等（補足給付および低所得者の負担軽減措置等）が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用取り消し（キャンセル）する場合に発生する、利用者が負担するべき費用（食費等）をキャンセル料としていただきます。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)から(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、当該サービス提供月の翌月10日までにご請求しますので、原則として当該サービス提供月の翌月末日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。なお、可能な限り(ウ)による方法をお願いいたします。

(ア) 当事業所窓口(事務課：第2しょうせい苑)での現金支払い

(平日の9:00～17:00とさせていただきます。)

(イ) 下記指定口座への振込み

山口銀行(金融機関コード：0170)

花岡支店(支店コード：063)

預金種別：普通預金 口座番号：5024602

口座名義：社会福祉法人 松星苑 ゆたか苑 理事長 原田 正剛

(フリガナ)：フク) ショウセイエン ユタカエン リジチョウ ハラダ タダカタ

8. 利用者の記録および情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整および緊急時における病院等への連絡などにおいて、情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙「個人情報使用同意書」に基づき対応いたします。また、記録および情報については契約の終了後5年間保管します。

※ ただし、閲覧および複写ができる窓口業務時間は、平日の9:00～17:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。

ただし、市町および関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供をいたします。

9. 緊急時の対応

利用者が病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

医療機関への受診の必要が生じた場合は、利用者及びその保護者等との「緊急時の対応に関する同意書」に基づいての対応を原則としますが、当事業所が緊急性が高いと判断した場合には、その都度判断をして速やかに対応いたします。

10. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

(1) 協力医療機関

医療機関の名称	周南記念病院		
医師名	竹重 元寛		
所在地	山口県下松市生野屋南一丁目10番1号		
電話番号	0833-45-3330		
診療科	総合病院(内科・外科他)	入院設備	有

(2) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	原田歯科医院		
医師名	原田 正剛		
所在地	山口県下松市南花岡六丁目9番12号		
電話番号	0833-43-1010		
診療科	歯科	入院設備	無

11. 要望・苦情等の申立先および虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等の申立先

当事業所 ご利用等相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 武居 克典 ・苦情解決責任者 岡村 光洋 ・ご利用時間 平日 9:00～17:00 (振替休日の場合もあります) ・電話番号 0833-45-2425 ・FAX番号 0833-44-8919 ・担当者が不在等の場合は、事業所事務所までお申出ください。 	
苦情解決 第三者委員	神田 忠二郎	電話番号：0833-43-3533 神田公認会計士事務所 所長
	松村 敏秀	電話番号：0833-71-2233 MU設計事務所 徳山事務所 元所長
	萩原 浩子	電話番号：0833-43-7298 音楽活動主宰者（コール花岡など）
山口県福祉サービス苦情 解決委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 山口市大手町9-6山口県社会福祉会館2階 ・電話番号：083-924-2837 	
市町 福祉担当課	障害福祉サービス受給者証の交付を受けている市町の福祉担当課へお申出ください。	
山口県庁 障害者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 山口県山口市滝町1-1 ・電話番号 083-933-2770 	

(2) 虐待防止・相談窓口

当事業所 ご利用等相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止相談責任者 武居 克典 ・虐待防止責任者 岡村 光洋 ・ご利用時間 平日 9:00～17:00 (振替休日の場合もあります) ・電話番号 0833-45-2425 ・FAX番号 0833-44-8919 ・担当者が不在等の場合は、事業所事務所までお申出ください。 	
山口県相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・山口県障害者権利擁護センター 電話番号 083-902-8300 ・山口県障害者支援課在宅福祉推進班 電話番号 083-933-2764 	
市町相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・下松市障害者虐待防止センター（下松市福祉支援課内） 電話番号 0833-45-1835 ・周南市障害者支援課 電話番号 0834-22-8463 ・田布施町町民福祉課 電話番号 0820-52-5810 	

その他相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県労働局（総務部企画室） 電話番号 083-995-0365 ・ リーガルサポート山口 電話番号 083-924-5220 ・ 権利擁護センターぱあとなあ山口 電話番号 083-928-6644 ・ 山口県地域福祉権利擁護センター 電話番号 083-924-2845 ・ 山口県消費生活センター 電話番号 083-924-0099
---------	---

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知機 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常用電源（スプリンクラー用） 無 ・ 室内防火栓 有 ・ 誘導灯 有 ・ 非常警報・通報装置 有 ・ スプリンクラー 無 <p>（その他・携帯ラジオ・懐中電灯・各非常時の対応マニュアル）</p>
平時の訓練	・ 別途に定める、消防計画書に則り、年2回以上、避難、防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
消防計画	<p>消防署への届出日：平成29年 4月</p> <p>防火管理者：下松市地域交流センター 花田 一郎</p>
保険加入	<p>事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。</p> <p>加入保険会社：東京海上あんしん日動火災保険</p> <p>加入保険内容：建物及び什器・備品に係る火災保険</p> <p>加入保険会社：損保ジャパン</p> <p>加入保険内容：利用者の方の日常生活上の傷害保険</p> <p>加入保険会社：AIGスター生命（全国社会福祉協議会幹旋）</p> <p>加入保険内容：しせつの損害賠償保険</p>

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

ご利用されている方々の共同の生活の場としての快適性、安全性を確保するため、次にあげる事柄についてご留意ください。

設備・器具の利用	当事業所の設備、器具は本来の用法により大切にご利用ください。これに反して破損が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙を希望される時は、館外の所定の場所で時間を決めてお願いします。ただし健康への責任は負いかねます。ライター等とタバコは、原則として安全のために職員でお預かりします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者等の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。又、営利活動もご遠慮ください。

食品等の差し入れ 又は持ち込み	家庭等からの手づくり食品等の差し入れ又は持ち込みについては、利用者本人のもののみに限らせていただきます。
飲酒について	事業所の利用中の飲酒はできません。
他の利用者との関係	日中活動を送る上で、お互いを尊重し合い、仲良く過ごしてください。他の利用者の方に損害等を与えた場合には、その賠償をしていただくことがあります。
持ち物について	持ち込まれる私物等については、ご自身が責任を持って管理していただきます。当事業所は、一切の責任を負いません。 不要な物品の持ち込みはご遠慮下さい。 危険物、加熱機器、暖房器具等の持込はできません。 危険物・加熱器具等の、利用者もしくは他の利用者の方に危険であると当事業所が判断した物については、持ち込みを制限いたします。
その他	利用契約書及びこの重要事項説明書に定めること以外につきましては、個別に協議させていただきますので、ご相談ください。

平成 年 月 日

指定障害福祉サービス事業所ゆたか苑の就労継続支援（B型）事業のサービス提供および利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 社会福祉法人 松星苑

ゆたか苑

事業所住所 山口県下松市生野屋南一丁目11番1号 下松市地域交流センター内

代表者氏名 理事長 原田 正剛 ㊞

説明者職名

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス事業所ゆたか苑就労継続支援（B型）事業のサービス提供および利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 ㊞

身元保証・引受人

又は 成年後見人

又は 親権者

又は 立会人 住所

氏名 ㊞

利用者との続柄